

別表

市及び保護者が負担すべき子育て短期支援事業にかかる事業利用委託費及び利用料

区分			事業利用委託費 (市負担)	利用料 (保護者負担)
宿泊型短期入所生活援助事業 (宿泊型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	10,700円/日	0円/日
	ひとり親家庭・非課税世帯	2歳以上児	5,500円/日	0円/日
	市民税非課税世帯	2歳未満児	9,600円/日	1,100円/日
	ひとり親家庭・課税世帯	2歳以上児	4,500円/日	1,000円/日
	その他世帯 (市民税課税世帯)	2歳未満児	5,350円/日	5,350円/日
		2歳以上児	2,750円/日	2,750円/日
日帰り型短期入所生活援助事業 (日帰り型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	10,700円/日	0円/日
	ひとり親家庭・非課税世帯	2歳以上児	5,500円/日	0円/日
	市民税非課税世帯	2歳未満児	9,600円/日	1,100円/日
	ひとり親家庭・課税世帯	2歳以上児	4,500円/日	1,000円/日
	その他世帯 (市民税課税世帯)	2歳未満児	5,350円/日	5,350円/日
		2歳以上児	2,750円/日	2,750円/日
通園通学時等の児童の 付き添いの実施加算	生活保護世帯		1,860円/日	0円/日
	ひとり親家庭・非課税世帯			
	市民税非課税世帯		1,560円/日	300円/日
	ひとり親家庭・課税世帯			
	その他世帯 (市民税課税世帯)		930円/日	930円/日

(注) 表中の保護者負担額及び市負担額は、児童1人あたりの金額である。

(注) ひとり親家庭とは、児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療証(母子・父子家庭世帯の場合)所持者が対象。なお、DVからの避難など、特段の事情によりこれらを所持できないものの、ひとり親家庭と同様の状況であることが客観的資料により確認できる場合は、ひとり親家庭としてみなす。

(備考)

- 表中「市民税非課税世帯」については、「父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。」ものとする。また、4月から6月までの間に事業の利用がある場合においては、「前年度分市民税非課税世帯」とする。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規程する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯については、市町村民税非課税世帯に該当する場合、生活保護世帯の区分の金額とする。

子育て短期支援事業にかかる専従人員配置委託費

区分	専従人員配置委託費
専従人員を配置した実施施設	17,751円／日

* 上記単価に専従人員を配置した日数を乗じた金額を委託費として支弁するもの。

(専従人員配置委託要件)

1. 第16条第1項に定める届け出のうえ、同条第3項に定める委託契約を締結した豊中市内に位置する実施施設であること。

2. 次に示す条件を満たす子育て短期支援事業の専従人員を配置すること。

* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条に定める職員のほか、本市が子育て短期支援事業に係る専従人員として相応しいと認めた者

3. 本市から子育て短期支援事業に係る受入れ要請があったとき、正当な理由なく利用を断らないこと。この場合の「正当な理由」とは、施設が満床である場合や施設設備に不良があり受入れが困難である場合、施設内において感染症が流行するなど衛生面から受け入れることが望ましくない場合のほか、本市が受け入れることが困難であると認めた場合をいう。